

※ ____ (下線)が更新箇所

新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針（更新）

	令和 2 年	4 月	9 日
一部改正	令和 2 年	4 月 22 日	
一部改正	令和 2 年	5 月 22 日	
一部改正	令和 2 年	6 月 2 日	
一部改正	令和 2 年	6 月 16 日	
一部改正	令和 2 年	7 月 8 日	
一部改正	令和 2 年	8 月 27 日	
一部改正	令和 2 年 10 月	9 日	
一部改正	令和 2 年 11 月	12 日	
一部改正	令和 2 年 12 月	8 日	
一部改正	令和 3 年	1 月 13 日	

新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

現在、新型コロナウイルス感染状況は、一部の地域を除き全国的に悪化しており、1月7日に政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を緊急事態宣言の対象地域とし、1月13日には栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県及び福岡県を対象地域に加え、11の都府県に拡大しました。さらに、福井県においても、県内の感染状況が急激に悪化していることから、1月9日に「福井県感染拡大警報」を発令し、感染防止のため県民行動指針 Ver.14 を改定したところです。

このような中、他県との往来等の行動は依然として注意すべき状況にあり、特に大学では、多くの学生が様々な地域と往来し活動することによる集団感染の発生が危惧されるところです。また、本学学生が、複数人による会食により、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり、PCR検査対象となる事例が発生しています。

これらのことを踏まえ、本学においては感染症対策に万全を期すため、1月13日以降当分の間、次のことに留意し行動してください。

併せて、感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、誹謗中傷や差別的行為は絶対にしないようにしてください。

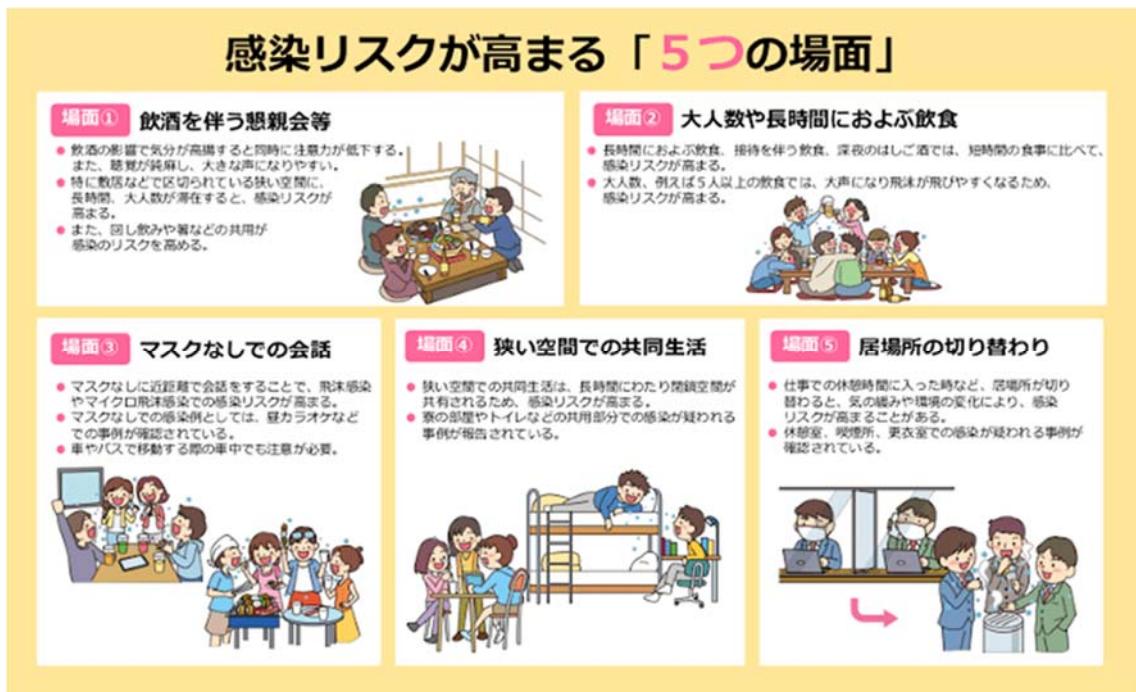
1. 基本方針

- (1) 日常的に、人との間隔をできるだけ 2 m (最低 1 m) 空け、マスク着用 (咳エチケット) や手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 次の 3 つの条件 (3 密) が重なることを徹底的に回避するよう「新しい生活様式」を

心がけて行動する。

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

特に、注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる次の5つの場面に注意する。



2. 具体策

(1) 勤務上の注意点

○「福井大学学生課外活動の段階的緩和の目安」で示すレベルの範囲内において活動を可能とし、そのレベルの度合いは感染拡大の状況等を踏まえ学長が決定することとなっており、1月9日に「福井県感染拡大警報」が発令されたため、レベル4に引き上げ、課外活動は原則禁止（ただし、本学の屋外施設での活動を許可することがある）としているので、顧問教員等は留意する。

○発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診先に迷う場合は、福井県の相談窓口「受診・相談センター」（「帰国者・接触者相談総合センター」から名称変更）TEL(0776)-20-0795（電話受付時間 7:00～21:00、時間外は携帯電話対応）に相談する（県外では在住の相談窓口に相談）。また、友人や同居する家族が感染者と診断された場合など、感染者と濃厚接触した疑いがある場合も同様に相談及び連絡する。

- 罹患者及び濃厚接触者になった場合には、「新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応」(eOffice「お知らせ」に掲載)により、所属長等へ連絡すること。
- 関係者の来学及び会議の開催については、オンライン会議等を推奨する。なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び対面での会議を開催する場合は、マスクの着用や3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じる。
- 世界各国及び日本国内において感染者数や死者数が増加していることから出張等は自粛する。特に海外への渡航については、危険情報レベルに関わらず禁止する。やむを得ず、海外から帰国したとき及び継続して感染者が発生している地域から福井県に移動した場合は、移動後2週間は体調管理を行う。体調の変化があった場合は、職場に連絡し、必要な対応を行う。
- 生協食堂での昼食については、手指衛生（手指消毒又は手洗い）を徹底し、食堂内での会話を控える、飲食後は速やかに退店する等の3密の回避等、生協の指示に従う。また、生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、研究室等で弁当を食すなど、食事場所や利用時間の分散に協力する。
- 部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。

(2) 日常の注意点

- 学内外を問わず、人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、本学職員として節度と責任のある行動をとるように心がける。
- 手指衛生（手指消毒又は手洗い）・マスク着用（咳エチケット）を励行し、感染症の予防と健康管理に十分努める。
- 人との間隔ができるだけ2m（最低1m）空け、近距離での会話や大声での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクやフェイスガード等の装着を励行する。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用する。
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 商業施設利用の際には、「感染防止徹底宣言」ステッカー掲示店舗の利用を推進する。なお、一堂に会して飲食を行う会食等は、本学においても濃厚接触者となる事例も発生しているため、当分の間、禁止する。
- 他県との往来は、慎重に判断し、やむを得ず往来する場合は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、用務場所以外の施設（特に全国的にクラスターが発生しているような施設）に立ち寄らないことに加え、感染防止対策に十分注意して行動する。併せて、緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来（冠婚葬祭など真に必要で急を要するものは除く）は控える。
- 毎日決めた時間に検温し、記録して健康観察を行う。健康チェック表は各自で保管

し、大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。

○万一、罹患又は罹患が疑われる際には、過去（特に直近2週間）の行動が重要であり、保健所等から聞き取りが行われるので、日常の行動を記録すること。

【問合せ・連絡先】

総務課総務担当

TEL : 0776-27-8936

E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp